

# 2021確定申告主な変更点

## ①基礎控除10万円増額

合計所得金額	2020年改正		2019年まで	
	所得税	住民税	所得税	住民税
2,400万円以下	48万円	43万円	38万円	33万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円		
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円		
2,500万円超	適用なし	適用なし		

基礎控除額が10万円増額されます。基礎控除額とは、改正前は、全ての人が一律で38万円控除（住民税33万円）を受けられた所得税および住民税の控除の1つです。この基礎控除が2020年の改正により10万円増額され、**所得税48万円（住民税43万円）**に引き上げられます。

## ②青色申告特別控除が65万円・55万円・10万円の3種類に

	65万円控除	55万円控除	10万円控除
帳簿	複式簿記	複式簿記	単式簿記
決算書	貸借対照表・損益計算書	貸借対照表・損益計算書	損益計算書
新要件	e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存	-	-
基礎控除との合計額	113万円	103万円	58万円

個人事業主の「青色申告特別控除」は65万円または10万円でしたが、65万円・55万円・10万円の3種類に変更されます。**従来の青色申告の65万円控除の控除額は55万円になり、10万円減額されます。**一方、従来の65万円控除の要件に、①E-TAXによる電子申告②電子帳簿保存のいずれかを満たす場合には引き続き65万円控除が適用になります。

## ③給与所得控除10万円減額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	2020年改正	改正前 (2017~2019年)
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円	収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% + 44万円	収入金額×20% + 54万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10% + 110万円	収入金額×10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円（上限）	
1,000万円超		

従業員には個人事業者と異なり、原則的に必要経費などの収入から控除できるものはありません。そのため、必要経費に代わるものとして給与収入から差引くことができる控除枠を「給与所得控除」と言います。**給与所得控除額が10万円減額されます。**さらに、上限が220万から195万円に引き下げられます。

動画  
解説



左記のQRコードを読み取り下さい  
埼玉土建比企西部支部

## 税金学習会と相談会の日程

### 1、学習会（個別相談予約）

【日程】

- 2021年1月26日（火） リリック小川2階会議室
  - 2021年1月27日（水） 嵐山町民ホール
  - 2021年1月28日（木） 玉川公民館2階講堂
- ※時間はいずれも午後7時～1時間程度。

### 2、相談日 下記の日程で10時～15時30分まで

- 2月12日（金）
  - 2月15日（月）
  - 2月17日（水）
  - 2月22日（月）
  - 2月26日（金）
- ※青色譲渡等、2月24日（水）

要予約

### 3、相談会持ち物

- 税務署から送られてきた申告書と昨年と前回の申告書控え
- 国民年金・基金の支払証明書
- 生命保険・火災（地震）保険の控除証明書
- 市町村国保加入者は年間の支払証明書等
- 医療費の領収書（医療費控除がある場合）
- 源泉徴収票（扶養者に収入がある場合）
- 自主計算書（所得の分かるもの）、印鑑など

## ④未婚のひとり親も寡婦控除の対象に

新設された「ひとり親控除」は、次の3つの要件に当てはまる人が対象になります。

- ①その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと（事実婚と判断される人がいないこと）。
  - ②生計を共にする子どもがいること（子どもの合計所得金額48万円以下）。
  - ③ひとり親の合計所得金額が500万円以下であること。
- 性別や婚姻歴に関わらず、所得金額48万円未満の子を扶養している場合は「ひとり親控除」が適用になり、35万円控除が受けられます。**今までの「特別の寡婦」および「寡夫」は廃止されて、「ひとり親控除」に統一されました。

## ⑤配偶者控除などの合計所得金額

要件の見直し

合計所得金額要件	改正後	改正前
同一生計配偶者	48万円以下	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超 133万円以下	38万円超 123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

給与所得控除の減額と基礎控除額の増額の影響により、以上のように、配偶者控除などを受けるための合計所得金額要件が変更になります。ただし、給与所得控除と基礎控除の割合が見直されただけのため、給与収入のみの方については実質的な変更はありません。